

公正取引委員会

表 3-4 公正取引委員会における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事後評価

表 3-4-① 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>迅速かつ実効性のある法運用 企業結合の審査（平成 20 年度）</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>企業結合（合併、分割、事業譲受け等及び株式所有）に係る届出や報告、事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合が行われる場合、これを防止する。また、企業結合審査の透明性を高めるため、主要な企業結合事例の公表等を行う。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 公正取引委員会による企業結合審査は、迅速かつ的確な審査を通じて、公正かつ自由な競争を維持・促進するために有効であり、効率的に行われたものと評価できる。</p> <p>(必要性) 複数の企業が、企業結合により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係（結合関係）が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。</p> <p>(有効性) ○ 企業結合事案の迅速かつ的確な審査 届出を受理した事案については、すべて法定の待機期間である 30 日以内に審査を終了している。事前相談手続における審査に要した日数を検証すると、すべて、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に定められた期間内に審査を終了している。民間出身のエコノミストとともに、法曹資格者を企業結合審査部門に配置し、経済学的、法律的観点からの意見や知見を活用して企業結合審査の質の向上を図るとともに、国際的な事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。 このように、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を行うなど迅速な審査を行うとともに、少なくとも約 37 億円という消費者利益が保護されたと推定できるなど効果的な審査を行っている。</p> <p>○ 公表内容の充実 様々な業種の事案を公表し、また、問題解消措置を講じることとした事案など多様な類型の事案を公表するとともに、審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載、一定の取引分野に係る記載の充実などを行うことによって、事業者の予見可能性を高める上で有効な情報を積極的に提供していることは、一定の評価ができる。</p> <p>(効率性) 届出を受理した事案について、すべて法定の待機期間である 30 日以内に審査を終了している。また、事前相談事案についても、すべて定められた期間内に審査を終了している。</p> <p>(反映の方向性) 昨年度からの課題となっていた内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員における審査能力の一層の向上を図るための体制の強化について、引き続き進めていくことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 —</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 企業結合の審査についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、個別の企業結合事案に対し、迅速かつ的確に審査を行っていくため、企業結合審査・合併等届出関係の経費を引き続き要求した。</p> <p>【機構・定員要求】 企業結合の審査についての評価結果を踏まえ、企業結合部門の体制の一層の強化を図るため、平成 22 年度機構・定員要求において、上席企業結合調査官の増設及び企業結合調査官 3 人の増員を要求した。</p> <p>【その他の反映事項】 企業結合の審査についての評価結果を踏まえ、企業結合審査部門の担当職員に対し、新任担当者向け研修及び平成 21 年度独占禁止法改正に係る研修を行うなど審査能力の向上に努めており、今後も、引き続き審査能力の向上に向けた取組を推進する。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>規制改革推進のための 3 か年計画（閣議決定）</p>	<p>年月日</p> <p>平成 19 年 6 月 22 日 平成 20 年 3 月 25 日 平成 21 年 3 月 31 日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>Ⅲ 措置事項 6 競争政策関係 イ 公正取引委員会の体制の見直し・強化 (イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直</p>

の)			し・強化 「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」
----	--	--	---

<p>施策名</p>	<p>迅速かつ実効性のある法運用 独占禁止法違反行為に対する措置（平成 20 年度）</p>
<p>施策の概要</p>	<p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 法的措置の件数、納付を命じ確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去最高額であることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標を達成している。</p> <p>（必要性） 公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。</p> <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年度においては、17 件の法的措置を採っているところ、様々な分野における多様な違反類型の事件、インパクトのある事件を処理したこと、納付を命じ確定した課徴金額について事業者 1 社当たりの課徴金額が過去最高額であること、また、不当廉売事案について迅速処理による注意件数が過去最高であるなど、独占禁止法違反行為に対して厳正・迅速に対処するという目標を達成していることから有効であったと評価できる。 ○ 平成 20 年度に行った措置に係る日刊新聞の報道量を計測したところ、告発に関する報道が突出して多く、次いで法的措置となっており、公正取引委員会が独占禁止法違反行為に対して厳正に対処することによって独占禁止法違反事件の内容等が広く社会に認知されることとなった。このように独占禁止法違反事件が多くの報道を通じ社会に認知されることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与することが期待される。また、法的措置を採ったことにより、少なくとも 4079 億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。 （効率性） ○ 平成 20 年度における法的措置を採った事件の審査期間についてみると、平均で約 11 か月となっており、昨年度に比して、約 2 か月多くの時間を要している。これは、平成 20 年度には、価格カルテル事件（取引相手先数が多く、事件ごとの取引実態の違いが大きい。）や優越的地位の濫用（今後の取引関係を懸念して不利益を被った事業者から供述を得ることが困難であり、不利益を被った事業者の数が多い。）など、違反事実の解明に期間を要する事件を数多く取り上げているためと考えられる。 ○ 平成 20 年度における排除措置命令等を行った課徴金納付命令の対象となり得るカルテル・入札談合事件 11 件のうち 8 事件について、課徴金減免制度が適用されたことが明らかにされていることから、当該制度の活用により、効率的にカルテル・入札談合事件が処理されたものと考えられる。 （反映の方向性） ○ 不当廉売に係る申告については、これまで進められてきた審査体制の強化のスピードを上回る勢いで急激に増加しており、これに対して引き続き迅速かつ厳正に対処するために、より一層の審査体制の強化が必要である。 ○ 処理する事件の複雑化等に伴い平均処理期間が長期化しており、加えて独占禁止法の改正によって新たに課徴金の適用対象となる違反行為に係る課徴金の算定等のための業務量が増加することから、今後とも、審査事件の迅速かつ厳正な処理を行うために審査体制の強化が必要である。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>—</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 独占禁止法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、国際カルテル事件等への厳正対処のための審査関係経費、不公正な取引方法（不当廉売、優越的地位の濫用等）に対する迅速な対処のための審査関係経費、証拠収集技術向上のための研修を充実させるための経費を要求した。</p> <p>【機構・定員要求】 独占禁止法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度機構・定員要求において、審査担当部門の体制強化を図るため、審査管理官、上席審査専門官（国際カルテル担当）の新設及び不公正な取引方法事件を担当する審査専門官 19 人の増員を要求した。</p> <p>【その他の反映事項】 独占禁止法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加する申告件数に適切に対応できるよう効率的処理に努めた。 ・ 官製談合事件、国際カルテル事件を含む価格カルテル、大規模小売業者による優越的地位の濫用事件など、多様な事件について厳正かつ積極的に対処した。 ・ 中小事業者に不当な不利益を与える優越的地位の濫用に対して調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的として、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置したほか、不当廉売等の不公正取引に対しても迅速かつ積極的に対処した。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（閣議決定）	平成18年5月23日	第2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 （5）談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」
	第166回国会 施政方針演説	平成19年1月26日	国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。
	経済財政改革の基本方針2007（閣議決定）	平成19年6月19日	○ 第2章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム Ⅲ 成長可能性拡大戦略—イノベーション等 （5）場経済を支えるルールの整備 「改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る」
	経済財政改革の基本方針2008（閣議決定）	平成20年6月27日	○ 第2章 成長力の強化 2. 地域活性化 （3）中小企業 「独占禁止法及び下請法による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進（中略）など中小企業の事業基盤を強化する。」

<p>施策名</p>	<p>ルールある競争社会の推進 下請法違反行為に対する措置（平成 20 年度）</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>書面調査により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合等には、必要な措置（法的措置（下請法第 7 条に基づく勧告）又は警告）を講ずる。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 勧告件数及び勧告・警告による下請代金の減額分の返還額は年度総額で下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降最多となっており、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するという目標を達成している。また、処理期間についても、一定の効率性が達成された。 （必要性） 下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす経済的な不利益が大きい事案等を積極的に勧告・公表し、また、減額事件については減額分を返還させるなど、親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える下請法違反行為に厳正に対処するための事件処理を行う必要がある。 （有効性） ○ 勧告件数は、平成 16 年度 4 件、平成 17 年度 10 件、平成 18 年度 11 件、平成 19 年度 13 件、平成 20 年度 15 件と着実に増加しており、平成 20 年度は下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降において最多となっている。また、下請代金の減額分の返還額は、年度総額で下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降において最多の 29 億 5133 万円となっている。 ○ 勧告事件について下請法改正法が施行された平成 16 年度以降すべて公表してきたところ、平成 20 年度は新聞報道量が大幅に増加しており、この効果として下請法の内容が広く社会に認知され、親事業者の下請法に関する遵守体制の整備による下請法違反行為の未然防止に寄与するとともに、下請事業者による親事業者の下請法違反被疑行為の申告の増加が期待される。これは違反行為の捕捉に資するものと考えられる。 （効率性） 勧告、警告いずれも前年度以上の件数処理を行っているとともに、警告についてはおおむね 6 か月以内に処理した（98.6%）。また、勧告については、下請法改正法が施行された平成 16 年 4 月以降最多の 15 件の処理を行ったところ、うち 10 件については、6 か月以内に違反事件を処理するという目標は達成できなかったものの、全体では、勧告については、7.3 か月で処理し、昨年度の 9.8 か月に比し 2 か月半もの処理期間が短縮された。 （反映の方向性） ○ 積極的に勧告を行っていくためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であるところ、引き続き、担当職員に対する研修の内容を充実させる必要がある。 ○ 調査体制の強化を目的とした人員の増員により、処理期間が減少するとともに勧告件数が着実に増加しているところ、現下の経済環境もあって下請取引の公正化のニーズは以前と比して、増大の一途を辿っている。したがって、引き続き、調査体制の強化を進め、より多くの事案処理を迅速に進めていく必要がある。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 —</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 下請法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、引き続き、親事業者の下請法違反行為を積極的に発見し、これを迅速に処理するため、定期調査及び実地調査に係る下請法違反事件調査関係経費並びに定期調査の実施に係る事務効率化関係経費を要求した。 【定員要求】 下請法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度定員要求において、下請法違反事件調査の体制強化を図るため、下請取引検査官 16 人の増員を要求した。 【その他の反映状況】 下請法違反行為に対する措置についての評価結果を踏まえ、引き続き、定期書面調査の調査票の各設問において禁止行為を明確にするなど、下請法の普及啓発の観点から見直しを行った。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針 2007（閣議決定）</p>	<p>年月日</p> <p>平成 19 年 6 月 19 日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <p>○ 第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム I 成長力底上げ戦略 （3）中小企業底上げ戦略 ② 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ 「下請適正取引等の推進（業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及、「独占禁止法」・「下請法」による取締り強化等）」</p>

	<p>経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p>○ 第 2 章 成長力の強化 2. 地域活性化 (3) 中小企業 「独占禁止法及び下請法による取締り強化、業種別ガイドラインを通じた下請適正取引等の推進（中略）など中小企業の事業基盤を強化する。」</p>
--	-------------------------------	-------------------------	--

<p>施策名</p>	<p>ルールある競争社会の推進 景品表示法違反行為に対する措置（平成 20 年度）</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、必要な措置（排除命令、警告又は注意をいう。）を講ずる。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 不当表示に対しては、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠であり、公正取引委員会による景品表示法違反事件の処理は、一般消費者の適正な選択を促進するために有効であったと評価できる。また、事件処理日数が大幅に減少しており、景品表示法違反事件の処理は、効率的に行われたものと評価できる。</p> <p>（必要性） 消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。</p> <p>（有効性） ○ 排除命令は、表示事件としては、過去最高の件数であった前年度に引き続き高い水準となっており、法的措置である排除命令による事件処理が重点的に行われている。また、幅広い分野の事案に取り組んでおり、景品表示法違反に対する厳正な対処という目標を達成していることから、景品表示法違反事件の処理は有効であったと評価できる。 ○ 国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行い、また、法的措置である排除命令を積極的に行った結果、各不当表示事件の内容が従来以上に報道され広く社会に認知されたと考えられる。これらへの対応は、同種の違反行為の抑止効果という面からも有効であったと評価できる。</p> <p>（効率性） 排除命令を行った事件の処理に要した日数（事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。）の平均値は 186 日であり、前年度に比し 142 日減少している。また、半数以上の案件について、6 か月を目途に事件処理を行うという目標に対して、約 6 割の案件について 6 か月以内に処理しており、目標が達成されている。</p> <p>（反映の方向性） 限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため ・ 国民生活に広く影響のあるサービス分野、食品に係る表示等、国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行 ・ 景品表示法第 4 条第 2 項の効果的な適用を引き続き進めていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 —</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>本施策は消費者庁に移管された。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>経済財政改革の基本方針 2008（閣議決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 27 日</p>	<p>○ 第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 5. 食料の安定供給と食の安全の確保 「適正な食品表示の徹底（中略）など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。」</p>

表3-4-② 総合評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>ルールある競争社会の推進 不公正な取引方法等の規制－知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組－</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法違反行為を排除し、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（以下「知財ガイドライン」という。）の策定、講習会、相談対応等により知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法上の考え方を周知して違反行為の未然防止を徹底するなどにより、知的財産の利用等に係る取引の適正化を図る。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 本施策は、知的財産の利用等に係る取引の適正化に一定の成果を上げることができたと評価できる。</p> <p>（必要性） 知的財産制度の下で権利を有する者が、他の事業者が権利を利用することを拒絶したり、権利を利用することを許諾するに当たって許諾先事業者の研究開発、生産、販売等の事業活動を制限したりする行為は、その態様や内容いかんによっては、競争に悪影響を及ぼす場合がある。したがって、知的財産制度に期待される競争促進効果を生かしつつ、知的財産制度の趣旨を逸脱した行為によって技術や製品をめぐる競争に悪影響が及ぶことのないように知的財産の利用等に係る取引の適正化を図ることが競争政策上重要であり、知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制を実施する必要性は高い。</p> <p>（有効性） 日本知的財産協会又は社団法人情報サービス産業協会の加入事業者 912 社（有効回答数 225 社）に対するアンケート調査（以下「知財アンケート調査」という。）では、知的財産の利用に係る独占禁止法上の問題に対処するため利用許諾をする際に法務部の審査又は弁護士への相談を行うと回答した事業者と、利用許諾を受ける際に法務部の審査又は弁護士への相談を行うと回答した事業者が、約 7 割に達した。また、知財ガイドラインの認知度は 85% を超えており、このうち同ガイドラインを読んだことがあると回答した事業者は 72% に達していることから、知的財産に係る取引の適正化に対する事業者の関心は非常に高い状況にあると考えられる。このように、知的財産の利用に係る独占禁止法の考え方を、ガイドラインの形で明らかにするとともに、随時見直しを行い、公表することにより明確化を図るという取組は、知的財産に係る取引の適正化の推進に有効であったと評価できる。</p> <p>また、独占禁止法違反行為への厳正対処は、個別の独占禁止法違反行為の除去のみならず、法解釈を明確化し、独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点からも、知的財産の取引に係る適正化に有効であったと評価できる。</p> <p>（効率性） 知財アンケート調査によれば、知財ガイドラインをどこで知ったかについては、「公正取引委員会のホームページ」から情報を入手したと答えた事業者が最も多く、「業界団体からの周知」が情報の入手経路としてこれに続いている。公正取引委員会のホームページ上の知財ガイドラインのページへのアクセス件数は、知財ガイドラインが公表された平成 19 年 9 月から平成 21 年 3 月末までで 24,000 件を超えており、一般に広く利用されている状況がうかがえる。これらのことから、ある程度効率的に知財ガイドラインの内容等の周知が図られていると評価できる。</p> <p>知財アンケート調査によれば、知財ガイドラインの研修や説明会を実施してもらいたいと答えた事業者が全体の 68.4%、知的財産の利用等に係る相談事例を公表してもらいたいと答えた事業者が 64.0% に上っていることなどから、知的財産の利用等に係る独占禁止法・下請法上の考え方について、相談事例の公表等により、引き続き周知等に努める必要があると考えられる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 —</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【その他の反映事項】 不公正な取引方法等の規制についての評価結果を踏まえ、引き続き、知的財産の利用等に係る独占禁止法等の考え方について周知に努める。</p>		
	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>知的財産推進計画 2008（知的財産戦略本部決定）</p>	<p>平成 20 年 6 月 18 日</p>	<p>第 3 章 知的財産の活用 I. 知的財産を戦略的に活用する 1. オープン・イノベーションに対応した知財戦略を促進する (2) 企業における知財戦略の高度化を促進する ⑤ 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針の周知を図る</p>

			<p>2008年度において、企業が技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、2007年9月に策定された「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の周知・徹底を図る。</p> <p>(5) 知的財産の円滑・公正な活用を促進する</p> <p>② 不当な権利行使を取り締まる</p> <p>知財権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について、必要な審査専門官の確保などにより知財の専門チームである「知的財産タスクフォース」の体制整備を図り、重点的に取締りを行う。</p>
	<p>知的財産推進計画 2009（知的財産戦略本部決定）</p>	<p>平成 21 年 6 月 21 日</p>	<p>施策一覧</p> <p>第 1 章</p> <p>1 イノベーション促進のための知財戦略を強化する</p> <p>(5) オープン・イノベーションの進展に対応した環境を整備する</p> <p>1) 知的財産の円滑な活用を促進する</p> <p>② 知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化を図る</p> <p>知的財産に係る独占禁止法違反被疑事件の事例の蓄積状況、産業界からのニーズ等を踏まえ、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や解釈について検討し、必要に応じてガイドラインの整備を行う。</p> <p>また、ガイドラインで示された独占禁止法の適用に関する考え方に対する一層の理解の促進を図るため、知的財産に係る相談事例を可能な範囲で周知する。</p> <p>第 3 章</p> <p>3 ソフトパワー産業の成長戦略を推進する</p> <p>(1) ソフトパワー産業の振興を図る</p> <p>⑩ コンテンツ制作に係る適正な取引を推進する</p> <p>i) アニメ、放送番組、映画等の各分野における取引の適正化が図られるよう、下請法に基づくきめ細やかな調査等を積極的に実施することにより、下請法及び独占禁止法の適切な運用を図る。また、コンテンツ制作を行う親事業者等を対象に下請法の講習会を開催し、下請法の普及啓発を行う。</p>

<p>施策名</p>	<p>ルールある競争社会の推進 消費者取引の適正化の推進—景品表示法の周知—</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>景品表示法及び公正競争規約の内容に関して、一般消費者・事業者に対する説明会の開催（講師派遣含む）、広報用DVDの作成・配布等を行う。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 公正取引委員会による景品表示法等に関する消費者セミナーの開催、自治体が主催する講習会への講師派遣等を通じた消費者に対する周知活動等は、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図るなどのために有効であった。</p> <p>（必要性） 近年、食品表示にとどまらず、消費者の関心の高い環境分野、通信販売分野、電気通信サービス分野等において、消費者の適正な商品選択をゆがめる不当表示事件が発生している。このような不当表示事件を未然に防止し、消費者が適正な情報に基づいて商品選択できる環境整備を図るためには、商品やサービスの表示に関するルールを定めている景品表示法や公正競争規約の内容を一般消費者、事業者に対し幅広く、かつ分かりやすく周知する必要がある。</p> <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者に対する景品表示法の普及・啓発等を目的として、消費者団体、地方自治体等が主催する消費者向け講習会等に、計48回講師を派遣した（参加人数は合計約2,300名）。また、公正取引委員会主催の消費者向けセミナー等において行った参加者に対するアンケート調査の結果をみると、「大変役に立った」、「役に立った」とする回答が90%であったことなどから、説明会に参加した消費者においては、消費者を誤認させる不当な表示を禁止している景品表示法等について理解が深まったと評価することができる。このことから、景品表示法等の周知活動は、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図るため、一定の有効性が認められる。 ○ 事業者に対する景品表示法の普及・啓発等を目的として、事業者団体が主催する説明会に計89回講師を派遣し、また、委託事業により「公正競争規約に関する研修会」を計12回開催することにより、景品表示法及び公正競争規約の周知徹底を図り、景品表示法等違反行為の未然防止に努めた。 <p>（効率性） 公正取引委員会主催の消費者向けセミナーの開催案内については、公正取引委員会のホームページのほか、地方自治体、消費者団体、国民生活センター、地元新聞社等の協力により周知活動を図ったところである。 このように、様々なルートにより、参加者の募集を行ったことで効率的な募集が可能となったものと考えられる。</p> <p>（反映の方向性） 事業者向けの説明会の場合、景品表示法に元々関心がある事業者が参加者の中心となっているので、今後は、そうではない事業者、特に中小企業に対して、広報用DVDを中小企業の事業者団体に提供し、活用してもらうなどによって景品表示法の普及・啓発に努めていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>—</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>本施策は消費者庁に移管された。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2008（閣議決定）</p>	<p>年月日</p> <p>平成20年6月27日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築 5. 食料の安定供給と食の安全の確保 「適正な食品表示の徹底（中略）など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。」

施策名	競争環境の積極的な創造 国際協力の推進－国際競争ネットワーク（ICN）第7回年次総会の主催を通じた国際協力－		
施策の概要	国際競争ネットワーク（以下「ICN」という。）の第7回年次総会を主催し、平成20年4月14日（月）から16日（水）にかけて、京都市において開催した。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 公正取引委員会が第7回年次総会を主催したことによって、競争法の国際的取れんを目指す国際的枠組みであるICNの活動に貢献し、国際協力の推進を図ることができたと評価できる。</p> <p>（必要性） 近年、企業活動のグローバル化の進展に伴い、国境を越えたカルテル事件や企業結合事案といった複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等が増加するなど、執行活動の国際化及び競争当局間の協力・連携の強化の必要性がますます高まっている。このような状況の中、各国・地域の競争当局をメンバーとし、競争法の実体面及び手続面での国際的取れんの促進を目的とするICNの活動を促進し、国際協力を図る必要がある。</p> <p>（有効性） 第7回年次総会の参加者に対するアンケート調査の結果をみると、参加者の同総会の内容全体及び運営全体に対する満足度は非常に高く、これは、同総会が参加者にとって非常に有意義なものであったことを示している。また、各作業部会の全体会合の内容と業務との関連性を問う項目についても、参加者のほとんどが、自らの業務に関連するものであったとしており、これは、同総会が参加当局の業務ニーズに沿う形で実施できたことを示している。さらに、各作業部会の全体会合の資料等に関する参加者の評価についても、資料、プレゼンテーション、パネルディスカッションいずれも非常に高い評価を得ている。このように、同総会を主催することは、競争法の手続面及び実体面での国際的取れんの促進を目的とするICNの活動を促進し、国際協力の推進を図る上で有効であったと評価できる。</p> <p>（効率性） 第7回年次総会には、世界各国から約70の国・地域より、総計453名が参加したところ、参加者の宿泊施設の確保、会場への送迎バスの手配、参加者のビザ申請の手続処理等が必要とされた。これらの業務には、国際会議の運営に関する専門的な知識やノウハウが必要とされたところ、国際会議を専門とする業者にその運営を委託することで、効率的に行うことができた。他方、必ずしも専門業者に委託する必要のないと考えられるものについては、公正取引委員会の職員（約15名）を動員して行った。このように、適切な役割分担を行いつつ、少人数で、かつ、効率的に同総会を開催することができたと考えられる。</p> <p>（反映の方向性） 第7回年次総会の実施のような大規模で効果も大きい取組は、毎年継続して行うことができるものではないため、従来から行ってきた通常の取組の中で国際協力の推進を図る必要があるところ、同総会を経て公正取引委員会への期待が高まっている状況を踏まえ、同総会で蓄積した経験を生かし、従来からの取組を質・量ともに充実させることが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>—</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 国際協力の推進についての評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、ICNカルテルワークショップの日本開催に関する経費等、国際協力の推進に係る経費を要求した。</p> <p>【その他の反映状況】 国際協力の推進についての評価結果を踏まえ、引き続き、競争政策に関する国際会議への積極的な貢献等を通じて、国際協力の推進を図った。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	—	—	—

<p>施策名</p>	<p>競争環境の積極的な創造 法令遵守意識の向上（成果重視事業）－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－</p>
<p>施策の概要</p>	<p>独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制及び意識（以下「企業コンプライアンス体制等」という。）の実態を把握するためのアンケート等を実施し、その取りまとめ結果や課題を公表・周知する。また、国等の発注機関と「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催するとともに、発注機関が実施する調達担当者向けの講習会への講師の派遣及び公正取引委員会主催の発注機関向け講習会を実施する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 本事業は、平成 18 年度を初年度として 3 か年にわたって実施してきたものであるが、独占禁止法に関する企業コンプライアンス体制等の向上支援、入札談合の防止に係る発注機関への独占禁止法等の周知共に一定の成果をあげることができたと評価できる。</p> <p>（必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済取引における公正かつ自由な競争を一層促進させるためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンス体制等の向上による違反の未然防止が重要であるところ、近年も依然として独占禁止法違反事件が発生していることから、本事業は必要であると評価できる。 ○ 入札談合を防止するためには、発注機関の職員が独占禁止法と入札談合等関与行為防止法を理解する必要がある。特に、職員自身の関与については、平成 15 年 1 月に入札談合等関与行為防止法が施行されて以降、これまでに公正取引委員会が改善措置要求を行った事例が 5 件に上るなど、官製談合の摘発が後を絶たない状況にあることから、職員自身が入札談合に関与することがないように発注機関における法令知識を向上させるための事業に高い必要性があるといえる。 <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業コンプライアンス体制等の実態を把握するためのアンケート調査等を平成 18 年度及び平成 20 年度に実施した。平成 20 年度調査において、平成 18 年度調査で今後の課題として指摘された事項の検証を行ったところ、一部、今後の課題として指摘されたところは残るものの、すべての項目で改善が認められた。これは、公正取引委員会による独占禁止法の厳正な執行や平成 17 年度の独占禁止法改正で導入された課徴金減免制度等を踏まえて企業側が危機意識を高めてきたことのほか、平成 18 年以降、本事業により企業コンプライアンス体制等の実態や課題を把握して報告書を公表し、特に調査対象とした東証一部上場企業等に報告書を提供してきたこと等が有効に機能してきたものと考えられる。 ○ 発注機関実施の講習会への講師派遣の件数は、平成 18 年度が 75 回、平成 19 年度が 76 回、平成 20 年度は 87 回と大幅に増加している。また、講義終了後に参加者に対してアンケート調査を行っており、この集計結果をみると、講習会前に独占禁止法等について「ある程度は、内容を把握していた」と回答していた者は半数以下であったところ、研修の結果、92.8 パーセントの参加者が独占禁止法等についての理解が「深まった」、「多少深まった」と回答している。このことは、これらの講習会が独占禁止法等の内容に関する知識を有していない者に対して実施され、適切な理解等に効果的であったと評価でき、本事業が発注機関職員における独占禁止法等の知識の向上に関して、有効であったと評価できる。 <p>（効率性）</p> <p>講習会後のアンケート結果によれば、講習会の参加者は実際の実務を担う「課長クラス」、「課長補佐クラス」及び「係長クラス」が 69.1% を占めており、さらに、参加者に「講習会の後、職場において、講習会の内容の周知等を行う予定はあるか」と尋ねたところ、「周知予定なし」と回答した者は 17.0% に過ぎず、その他の者からは「職場で講習会」、「上司に報告」等によって周知を行うと回答を得たことから、参加者のほとんどは研修後、自らの職場においてその内容の周知を行ったものと推測できる。このように、実際の実務を担うクラスの者に対して重点的に講習会を行うことができ、職場での周知も行われたことを通じ、本事業が効率的に行われたと評価できる。</p> <p>（反映の方向性）</p> <p>今後については、企業における運用実態の調査等を調査・把握し、公表・周知するなどして企業全体のコンプライアンス体制等の向上を支援していくことなどが重要と考えられる。また、発注機関への独占禁止法等の周知については、未だ講習会を実施したことのない発注機関も存在することから、そのような発注機関に対しての講習会を実施し、更なる周知徹底に努めることとする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 －</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成 20 年度で成果重視事業は終了したが、法令遵守意識の向上についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求においても、引き続き、発注機関等に対する法令遵守意識の更なる向上を図るための経費を要求。</p> <p>【その他の反映事項】 －</p>

	<p>法令遵守意識の向上についての評価結果を踏まえ、入札談合等関与行為防止法の更なる周知徹底のため、平成 21 年度においては、公正取引委員会が主催する発注機関向け講習会を実施したほか、発注機関の主催する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の講習会に講師を派遣した。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)</p>	<p>平成 18 年 5 月 23 日</p>	<p>第 2 入札及び契約の適正化を図るための措置 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること 「各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする」</p>
	<p>第 166 回国会 施政方針演説</p>	<p>平成 19 年 1 月 26 日</p>	<p>国や地方における官製談合問題の頻発は極めて遺憾であります。改正された官製談合防止法を厳正に執行するとともに、一般競争入札の実施を確実に進めます。</p>

表3-4-③ 実績評価方式により平成16年度に事後評価した政策

<p>政策の名称</p>	<p>公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 ー平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続ー</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 審判手続は、法によって定められた手続であって、法運用を厳正に行うに当たって、適正手続を確保するためのもの。複雑な争点に対して専門的な判断が求められる独占禁止法に基づく処分については、三面構造による審理という、より被審人の権利を保障した手続を採用することが必要。</p> <p>(有効性) 最近5年間に審決が行われた審判事件66件について、審決が訴訟によって取り消された件数は3件(4.5%)であり、審判手続が有効に機能しているものと評価。</p> <p>(効率性) 平成15年度末時点において係属している審判事件140件中、50件が審判開始決定から2年以上を要しており、審判手続に要する期間は一般的に長期。このため、集中審理の実施等による審判手続の効率化に取り組んだ。</p> <p>(今後の課題) 審判事件の件数の増大は、今後も引き続き増加することが想定されているところ、審判官の員数について今後検討を要する。 審判手続に要する時間が非常に長くなっている審判事件もあることから、今後、引き続き、審判手続の効率化を通じて迅速性を高める努力が必要。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続についての評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、適正な審判手続を確保するための経費を要求した。</p> <p>【その他の反映状況】 平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続についての評価結果を踏まえ、引き続き、審判手続の効率化を通じた迅速化に努めた。</p>

表3-4-④ 総合評価方式により平成17年度、18年度及び19年度に事後評価した政策

<p>政策の名称</p>	<p>取引慣行等の実態把握・改善ーガソリン・家電製品の流通実態調査ー</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 実態調査は、独占禁止法違反行為の未然防止を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要なものである。 今回調査を実施したガソリン及び家電製品については、これまでも小売業者による不当廉売のおそれのある行為が度々問題とされていたことから、それぞれの市場構造の実態及び独占禁止法の考え方を明らかにすることを目的として実施した。</p> <p>(有効性) ○ ガソリンの流通実態に関するフォローアップ調査の結果、石油元売会社では、実態調査報告書公表（平成16年9月）後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項（系列玉の合理的卸売価格差、契約違反特約店に対する対応、卸売価格の事前決定）について、例えば、卸売価格の事前決定の比率が前回調査より増加するなど、適切に対応している状況がみられた。 ○ 家電製品の流通実態に関するフォローアップ調査の結果、家電メーカー等では、実態調査報告書公表（平成16年9月）後、この内容を社内に周知しており、また、実態調査における指摘事項（レポートの適正な支出等）について、各社、取組みないし取組中である状況がみられた。</p> <p>(効率性) フォローアップ調査によると、家電業界においては、多くのメーカーが報告書の指摘事項について自主的な改善への取組を行ってきており、報告書の実効性については高く評価できる。また、ガソリン業界においても報告書の指摘事項については広く周知されており、今後の業界の自主的な取組に資するものであったと考えられる。 また、ガソリン及び家電製品の実態調査については、調査開始時からの新聞等で相当量の報道がなされており、調査によって指摘した問題点についての業界への周知に関しては効果的であったと評価できる。</p> <p>(今後の課題) 審判事件の件数の増大は、今後も引き続き増加することが想定されているところ、審判官の員数について今後検討を要する。 審判手続に要する時間が非常に長くなっている審判事件もあることから、今後、引き続き、審判手続の効率化を通じて迅速性を高める努力が必要。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 取引慣行等の実態把握・改善についての評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、競争政策の観点から調査を行い、独占禁止法上問題となる行為の未然防止を図るための実態調査の実施に係る経費を要求した。なお、要求には、評価結果及び執行状況を踏まえた調査対象事業者数の削減による減額を反映した。</p> <p>【その他の反映状況】 取引慣行等の実態把握・改善についての評価結果を踏まえ、本件実態調査以降の実態調査においても、関係事業者や関係団体等に向けた独占禁止法等の問題点を指摘し、その改善を促しており、引き続き、実効性のある調査を実施している。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>競争政策の普及啓発ー改正独占禁止法の周知ー</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>(必要性) 平成17年の独占禁止法改正では、課徴金減免制度や課徴金算定率の引上げ、違反行為の早期解消や再度の違反の場合の課徴金算定率の新設等、新たな制度が多く導入されているので、事業者、消費者、事業者団体等、国民各層に対して、様々な機会、媒体を通じて情報発信を行い、改正法の趣旨、内容について、十分理解してもらう必要性が非常に高い。 事業者及び国民に対する新制度の周知徹底については、衆議院経済産業委員会及び参議院経済産業委員会において附帯決議が行われている。</p> <p>(有効性) 説明会参加者へのアンケート調査（全国9都市の説明会で実施）によれば、説明会出席は役立ったとする回答が77.3%等との回答が得られており、説明会を通じた周知はおおむね有効であったが、用語の解説や具体例を挙げた説明等を求める意見もあった。 また、公正取引委員会のホームページに、「改正独占禁止法について」及び「課徴金減免制度について」のページをそれぞれ開設したが、外部シンクタンクによるユーザーアンケートでは、過去にアクセスしたことがある人の88.3%が役立ったと回答するなど、有効な周知方法であったといえる。他方、改正独占禁止法関連ページにアクセスしたことがある人の割合は、調査対象とした企業の法務部等の職員の2割程度と低いものであった。</p> <p>(効率性) 公正取引委員会主催の説明会の開催案内については、公正取引委員会のホームページに掲載したほか経済団体等に対して傘下会員への周知を依頼したところであるが、参加者からのアンケート結果から、参加者の募集が効率的に行えたと考えられる。その他、事業者団体等の研修会等に公正取引委員会から講師を派遣するなど、より多くの国民各層へ効率的に改正内容を周知することができ</p>

	<p>た。</p> <p>（今後の課題） ホームページに関するアンケート調査では、企業の法務部等の職員を対象に行ったが、当該ページにアクセス経験のある人の割合が2割程度と低かったことを踏まえ、従来以上に、パンフレット、ホームページ、事業者団体等への講師派遣等、様々な手段を通じて独占禁止法の普及啓蒙に努めていく必要があると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>【概算要求】 競争政策の普及啓蒙についての評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、様々な手段を通じた独占禁止法等の普及啓蒙のための経費を要求した。</p> <p>【その他の反映状況】 競争政策の普及啓蒙についての評価結果を踏まえ、引き続き、様々な手段を通じて独占禁止法等の普及啓蒙に努め、平成21年度においては、法改正があったことから、説明会の開催、事業者団体等への講師派遣、パンフレットの改定やホームページによる情報提供、政府インターネットテレビを通じた普及啓蒙を行った。</p>

政策の名称	<p>中小企業を取り巻く取引の公正化－大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知－</p>
政策評価の結果の概要	<p>（必要性） 百貨店業告示の規制対象とならない大規模小売業者による納入取引上の問題や、不当な協賛金等の負担要請など百貨店業告示に規定していない独占禁止法上問題となる行為が納入業者から強く指摘されていた状況を踏まえ、これに対応するため、新たに大規模小売業告示が制定されたものである。</p> <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模小売業者に対するアンケート調査結果（調査対象事業者100社（うち有効回答数71社）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示等の認知度 大規模小売業告示を知っている者は92%であり、そのうちの97%が同告示の内容についても「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答。また、44%が「公正取引委員会の周知活動」について「大変役に立った」と回答しており、「ある程度役に立った」と回答した者も含めると89%が「役に立った」と回答。これらの結果から、告示等の周知活動がおおむね有効だったことが認められる。 ・ 告示等の社内への周知状況 89%が「社内の全職員に周知されている」、「比較的多くの部署又は職員に周知されている」又は「一部の部署又は職員に周知されている」と回答。この結果から、告示等が大規模小売業者の社内において、おおむね周知されている状況が認められる。 ・ 運用基準の分かりやすさ 86%が運用基準の記述内容について「分かりやすい」と回答。 ○ 納入業者における取引状況の変化 納入業者に対する取引状況に関する実態調査の中で、大規模小売業告示が施行された平成17年11月以前と比較して、不当な要請等の状況・程度がどのように変化したかを調査したところ、調査対象とした大規模小売業告示において禁止している行為類型のすべてについて、不当な要請等が減少したなどとする回答数が、増加したなどとする回答数を上回っていた。この結果から、告示等の制定・周知活動が独占禁止法違反行為の未然防止に一定程度の効果を持っていたことが認められる。 <p>（効率性） アンケート調査において、大規模小売業者が告示等を知った手段として最も多く挙げたものが「業界団体主催の説明会・通知等」であったことから、周知の手段としてこれを重視したという意味においては、効率的に行うことができたと考えられる。また、大規模小売業者が告示等を知った手段として次に多く挙げたものは「公正取引委員会のホームページ」であるところ、告示等の制定段階からホームページを活用した意見募集等を行い、また、告示等の解説冊子をホームページに掲載することで、公正取引委員会や関係事業者団体主催の説明会に参加できなかった大規模小売業者等に対しても広範に周知を行うことができたことを踏まえ、ホームページを活用することにより効率的に周知できたと考えられる</p> <p>（今後の課題） 今回の周知活動に関するアンケート調査では大規模小売業者の告示等についての認知度の高さ等が認められ、また、告示施行後における納入業者の取引状況についても一定の改善傾向がみられるなど、公正取引委員会の取組がおおむね有効であったと考えられるが、一方で、大規模小売業者からは、社内の人事異動等を踏まえた定期的な研修会の実施等を要望する声が寄せられており、また、納入業者における取引状況についても、不当な要請等の状況・程度が告示施行以前より「増えた」とする回答や「変わらない」とする回答がみられることなどを踏まえ、今後も従来以上に、解説冊子、ホームページ及び関係事業者団体への講師派遣等、様々な手段を通じて告示等の普及・啓蒙に努めていく必要があると考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映	<p>【概算要求】 中小企業を取り巻く取引の公正化についての評価結果を踏まえ、平成22年度概算要求において、引き続き、大規模小売業告示等違反行為の是正指導に係る経費を要求するとともに、新たに実</p>

状況	<p>施する大規模小売業告示の講習会の開催に係る経費を含む、同告示の普及・啓発に係る経費を要求した。</p> <p>【機構・定員要求】 中小企業を取り巻く取引の公正化についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度機構・定員要求において、補佐 1 人及び係長 1 人の増員を要求した。</p> <p>【その他の反映状況】 中小企業を取り巻く取引の公正化についての評価結果を踏まえ、平成 21 年度は、大規模小売業告示の遵守状況等を把握するため、大規模小売業者 350 社、納入業者 6,000 社に対する書面調査を実施し、平成 22 年度においては、大規模小売業告示等の更なる普及・啓発を図るため、大規模小売業等の内容を説明する講習会を実施していく予定である。</p>
----	--

政策の名称	競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化ー共同研究の実施、公開セミナー、シンポジウムの開催ー
政策評価の結果の概要	<p>(必要性)</p> <p>○ 経済のグローバル化、技術革新の急速な進展、高度情報化社会の到来等の経済環境の変化の中、独占禁止法や競争政策的な運用に当たっては、より精緻に経済実態や競争の状況を把握し、経済理論に基づく実証的なアプローチ等を活用していく必要がある。公正取引委員会においても、経済理論等による理論的裏付けに基づいた法執行や政策運営を目指しており、このため、産業界組織等に精通した経済学者・法学者と機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを進展させているところである。</p> <p>これを具体化するため、①競争政策に係る課題を抽出し、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い、研究成果を公表するとともに、②共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーや、③時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信するためのシンポジウムを開催する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>○ 共同研究は、行政ニーズを的確に踏まえた研究テーマを採択でき、研究成果を実務等に役立たせることができるものであり、また、個々の職員の経済分析能力等の向上を図ることができるものである。平成 18 年度には、主に当委員会職員 13 名、外部の経済・法学者 10 名により、6 本のテーマについて共同研究を行い、また、平成 17 年度共同研究報告書 7 本を公表している。共同研究の成果は、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の改定の実務や企業結合審査における経済分析手法の実務等にも活用されている。</p> <p>○ 公開セミナー参加者に対するアンケート調査結果（参加者数 310 名、回答者数 190 名、回答率 61.3%）によれば、公開セミナーに参加した感想については「大変充実していた」とする回答が 15.3%、「充実していた」とする回答が 41.1%であり、改善すべき点については「特にない」とする回答が 46.9%であったことから、公開セミナーの開催については、おおむね有効であったと評価できる。</p> <p>改善すべき点を聞いたところ、「会場」とする回答が 13.8%、このほか、「講演時間が短い」、「具体的事例を増やし、それをよりわかりやすく説明して欲しい」、「企業担当者レベルの実態に即した内容がもう少し欲しかった」などの意見があった。</p> <p>○ シンポジウム参加者に対するアンケート調査結果（参加者数 245 名、回答者数 103 名、回答率 42.0%）によれば、シンポジウムに参加した感想については「大変充実していた」とする回答が 31.4%、「充実していた」とする回答が 42.9%であり、改善すべき点については、「特にない」とする回答が 42.9%であったことから、シンポジウムの開催については、おおむね有効であったと評価できる。</p> <p>改善すべき点を聞いたところ、「通訳」とする回答が 8.6%、「会場」とする回答が 8.6%、「会議運営」とする回答が 5.7%であった。このうち、通訳に関するものについては、講演資料がシンポジウム開催日の前日に届くなどしたため、講演者と通訳者間の打合せが十分に行われなかったこと等によるものと思われる。このほか、「講演者は皆経済学者であり、カウンターパートとしての法学者の話が聞きたかった」、「理論の議論に偏り過ぎていたので、もっと実務に近い話があったほうがよかった」、「専門的な言葉が多過ぎた」などの意見があった。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>○ 共同研究については、公正取引委員会職員等から研究テーマを募集するなどして競争政策に係る課題を抽出し、研究成果を実務等に役立たせて行く必要がある。また、共同研究は、個々の職員の経済分析能力等の向上を図ることができるものであることから、当委員会職員の参加者数を増加させていく必要がある。</p> <p>○ 公開セミナー・シンポジウムについては、参加者には、「わかりやすく説明してもらいたい」との要望や、「実務に即して説明してもらいたい」との要望もあり、これら要望は相反する面もあるが、今後の公開セミナー及びシンポジウムの会議運営に際しては、可能な限りこれら双方の要望に応えられるよう、講演者等の選定や配布資料等の準備をする必要がある。また、テーマ選定に際しては、より時宜にかなったテーマを選定していく必要がある。</p>
政策評価の結果	<p>【概算要求】 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化についての評価結果を踏まえ、平成 22</p>

<p>の政策への反映状況</p>	<p>年度概算要求において、産業組織論等に精通した経済学者・法学者と機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを進展するための共同研究の実施、競争政策に係る公開検討会・国際研究会の開催に係る経費を要求した。</p> <p>【その他反映事項】 競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎の強化についての評価結果を踏まえ、引き続き、公正取引委員会職員等から研究テーマを募集するなどして、競争政策に係る課題を抽出し、公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を実施した。また、競争研究の成果等を一般に情報発信し、討議するための公開検討会や時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り、競争法運用における経済理論の応用等の必要性、現状等について広く一般に情報発信し討議するため、国際研究会を開催した。</p>
------------------	--

<p>政策の名称</p>	<p>事業活動に関する相談・指導</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>施策の効果等を把握するため、過去に相談した事業者等に対するアンケート調査を実施した（調査対象 100、回収数 92、回収率 92%）。</p> <p>（必要性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査において、相談の目的は達成されたか、今後の利用意向について尋ねたところ、98.9%が「はっきり理解できた又はおおむね目的を達成できた」とし、69.6%が「今後も利用したい」としており、ニーズが高いことが伺われた。 ○ 一方、54.3%が「一般相談の手続を知らなかった」とし、55.5%が「事前相談制度を知らなかった」としている。本施策は、事業者等にとって必要性の高いものであると認められるところ、相談の手続、相談の種類等も含め、その適切な周知を行い、利用者が相談しやすい環境を整えていく必要がある。 <p>（有効性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査において、相談の目的は達成されたか尋ねたところ、98.9%が「はっきり理解できた又はおおむね目的を達成できた」としているが、「口頭のみでの回答だったので社内（団体内）周知などの上で不便だと感じた」との回答が 22 件あった。 ○ 独占禁止法に対する意識が変わったかどうか尋ねたところ、「他の事業活動を行う社員の独占禁止法遵守意識を高めることにつながったと思う」（34 件）、「事業計画の策定に当たって、独占禁止法遵守の観点も検討に加えることにした」（23 件）など肯定的な回答が多数あり、個別相談事案のみでなく、独占禁止法遵守意識の向上にも効果が見られた。 <p>（効率性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 件当たりの平均処理日数は、17年度（14.4日）は16年度（6.3日）の 2 倍以上になっており、18年度（12.3日）は17年度よりも短縮されているものの16年度の 2 倍弱となっている。一方、処理件数は年々減少している。 アンケート調査で回答までの実際に要した期間についての感想を尋ねたところ、「ちょうどよい」と「長すぎる」が同じ比率で38.0%であった。 ○ 相談担当者の対応振りについて尋ねたところ「迅速かつ適正であった」又は「ある程度満足 いくものであった」との回答が91.3%を占めた。 <p>（今後の課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの相談者がアクセスできる公正取引委員会のホームページにおいて、相談制度に関する情報をあらかじめ分かりやすく提供し、相談者が効率的に相談できるようにすることが必要である。 ○ 処理日数については、相談者の約 4 割が処理日数の感想として「長すぎる」と答えていることを踏まえると、今後、事務処理の進め方についての抜本的な見直しを含め、検討を行い、できる限り短縮するよう努めることが必要である。
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>【概算要求】 事業活動に関する相談・指導についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、相談に係る実態の把握、独占禁止法相談ネットワークの充実による事業者・事業者団体が相談しやすい環境のための経費を要求した。</p> <p>【その他の反映状況】 事業活動に関する相談・指導についての評価結果を踏まえ、相談制度に関する情報をあらかじめ分かりやすく提供し、相談者が効率的に相談できるようにするためホームページの改訂を行った。引き続き、できる限り処理日数の短縮に努め、事業者等からの相談に適切に対応する。</p>

<p>政策の名称</p>	<p>規制改革分野における競争環境の整備－「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表－</p>
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>（必要性） 農協について、これまで法的措置又は警告が出されてきた要因としては、農協内部において、独占禁止法についての理解が十分浸透しておらず、同法に関する認識が必ずしも十分ではなかったことが挙げられる。この点について、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」及び「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」においては、農協ガイドラインの作成及びその周知の必</p>

	<p>要性が盛り込まれたところ、本施策については、農協の独占禁止法に対する遵守意識を深め、農協による独占禁止法違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であると評価できる。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査の結果、農協ガイドラインの内容については、「わかり易い」又は「どちらか」というとわかり易い」との回答 47.2%が「わかりづらい」又は「どちらかというとわかりにくい」との回答 15.2%を上回っているものの、過半数に達しなかった。 ○ 農協ガイドラインによる独占禁止法違反行為の未然防止については、アンケート調査の対象となった農協の 74.8%が、未然防止に「資するものである」又は「どちらかというと資するものである」と回答したことから、多少なりとも農業分野における独占禁止法違反行為の未然防止に資するものとの認識が一般的であると考えられる。 ○ アンケート調査の対象となった農協の 80%以上が、農協ガイドラインの策定を受けて、独占禁止法についてのコンプライアンス・マニュアルの作成又は見直しの必要性の認識を有したことから、農協ガイドラインの作成・公表及び周知は有効に作用したと考えられる。 ○ アンケート調査の対象となった農協の 87.9%が、独占禁止法上問題となる行為を農協内部に「周知した」又は「周知する予定である」と回答したことから、農協ガイドラインの作成・公表及び周知が、農協の独占禁止法に対する遵守意識を向上させ、同法の一定の違反行為を未然に防止する上で有効に作用したと考えられる。 <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農協ガイドラインについての周知活動は、「全国農業協同組合中央会等を通じた傘下会員への周知依頼」、「プレスリリース」、「公正取引委員会及び農林水産省のホームページへの掲載」、「農林水産省による全都道府県に対する農協ガイドラインの周知」という方法で行ったところ、農協ガイドラインに関する説明会に参加した農協職員のうち、81.4%の者が、説明会開催以前から農協ガイドラインの作成・公表について認識していたことから、特段のコストを要しない方法で広く周知できたと考えられる。 ○ 農協ガイドラインの内容に係る周知活動については、数多くの農協職員を集め、7割近くの農協に対して説明会を実施することができた。当該説明会の開催に当たっては、農林水産省と協力して、合同庁舎等を活用する等、説明会開催に係るコストを抑えつつ、多くの関係者に農協ガイドラインの内容を周知することができた。 <p>(反映の方向性)</p> <p>農協における独占禁止法に対する遵守意識を徹底するため、公正取引委員会としても、様々な機会をとらえて支援していく必要がある。また、必要に応じて農協ガイドラインの見直しを検討するとともに、各種ガイドラインを説明する際には、より一層分かりやすい説明に留意する必要があると考えられる。</p>
<p>政策評価の結果 の政策への反映 状況</p>	<p>【概算要求】</p> <p>規制改革分野における競争環境の整備についての評価結果を踏まえ、平成 22 年度概算要求において、規制改革分野における競争環境の整備・適用除外制度の見直しに係る経費を要求した。</p>

